

下諏訪町家庭ごみの分け方・出し方

～ 資源化することでごみを減らしましょう～

R5(2023)年度版

● ごみ出しの基本事項

収集場所をみんなが気持ちよく使えるように、①分別 ②時間 ③記名のルールを守りましょう！

- 種別ごと、下諏訪町指定のごみ袋に入れてください。
- 指定袋には氏名(姓と名)を書き、ガムテープやひもを使わずに、袋の口をしぼってください。
- 最寄りの地区収集場所の収集曜日を守りましょう。
- 「資源物」は週によって収集品目が変わります。別紙の「リサイクルカレンダー」で日にちを確認し、品目毎に袋を分けて出してください。※乾電池・蛍光灯・電球は一緒の指定袋でOK。紙類は紙袋に入れてもOK。
- 収集車が来る時間に関わらず、午前6時頃から午前8時までに地区収集場所へ出してください。
- 収集されるまで責任を持ち、自分が出したごみが収集されたかどうか確認をしましょう。

ルール違反のごみは収集しません！！

※店舗・会社などから出た事業系のごみは、地区収集場所や資源物収集拠点に出せません。

ごみ処理施設等に自己搬入、または廃棄物処理業許可業者（下諏訪町ホームページを参照）に依頼してください。

※お住まいの地区以外の収集場所にはごみを出せません。

通勤途中で他地区の収集場所に出すことはやめましょう。

※分別されていないごみ袋の中身を確認する場合があります。

分別されていないごみ袋には違反シールをはり、地区収集場所に置いていきます。

自分が出したごみ袋にシールがはられていたら、一度持ち帰り、正しく分別し、再度収集日に出してください。

● ごみの種別

※ 下諏訪町指定のごみ袋をお使いください。他市町村のごみ袋は使えません！



「燃やすごみ」週2回

赤文字で半透明の
ピンク色の袋。

資源化できないもので、
燃えるものです。



「資源物」週1回

青文字で透明の袋。

資源化できるもので、
缶・ビン・ペットボトル・
紙類などです。



「埋立ごみ」月1回

緑文字で透明の袋。

資源化できず、燃えない
陶器、ガラス製品など
です。

● ごみの収集曜日

※ ごみの収集は週3回。燃やすごみ2回と資源物1回(埋立ごみは月1回)です。

ごみを出せる日は、おおむね町内会ごとに「曜日」で決められています。最寄りの地区収集場所の位置や収集曜日が分からない場合は、ご近所の方へお尋ねになるか、町住民環境課生活環境係までお問い合わせください。

燃やすごみ	月・木	月・木	火・金	火・金	水・土	水・土	水・土
資源物	火	水	月	木	火	木	金
埋立ごみ (月1回)	火	水	月	木	火	木	金
収集地区	3区 友之町・広瀬町 富士見町 菅野町(一部除く) 平沢町・中央通 花咲町・中汐町 春日町・矢木東 矢木西 東弥生町 西弥生町 栄町・曙町・魁町	3区 北四王・東四王 西四王・南四王 東鷹野町 西鷹野町 清水町・東赤砂 西赤砂	1区 東町上・東町中 2区 湯田町(一部除く) 新町上(一部除く) 新町下(一部除く) 6区 萩倉・樋橋 東俣(収集日限定) 町屋敷・下屋敷	1区 東町下・仲町 大門・田中町 矢木町・桜町 緑町 2区 立町・小湯の上 横町木の下 湯田町(一部) 湯田仲町 新町上(一部) 新町下(一部) 御田町・塚田町	3区 大社通 菅野町(一部) 上馬場 4区 上久保・久保海道	4区 武居南(一部除く) 武居北	4区 湖畔町南 湖畔町北 5区 東高木・西高木 南高木・北高木 10区 西豊・西浜・高浜 東豊・本郷・五官 富ヶ丘・関屋
収集をしない日	日曜日 / お盆(8月15日・16日) / 年末年始(12月29日～翌年1月3日) ※ 別紙の「リサイクルカレンダー」でご確認ください。						